別紙

諮問第１１４４号

答　　申

１　審査会の結論

本件開示決定、本件一部開示決定及び本件非開示決定は、いずれも妥当である。

２　審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年東京都条例第130号）附則３条３項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則２条１号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成２年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が令和２年12月10日に行った「補助第〇号線事業に係る事業説明、測量説明及び用地取得事務に係る折衝記録」並びに「〇年〇月〇日（以下「特定日Ａ」という。）の折衝記録に記載のある借地権境の図面４案及びその後の修正案図面２案」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和６年７月８日付けで行った本件開示決定、本件一部開示決定及び不存在を理由とする本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

３　審査請求に対する実施機関の説明要旨

対象保有個人情報を適切に特定し、かつ、条例所定の非開示部分を除き保有個人情報の開示を実施した本件処分は妥当であり、本件審査請求には理由がない。

４　審査会の判断

（１）審議の経過

本件審査請求については、令和６年12月９日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和７年４月18日に実施機関から理由説明書を、同年６月10日に審査請求人から意見書を収受し、令和８年６月30日（第266回第一部会）から同年９月28日（第268回第一部会）まで、３回の審議を行った。

（２）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア　本件審査請求について

（ア）本件開示決定について

ａ　これまでの経緯について

審査請求人は、本件開示請求に係る「折衝記録中の借地権境に係る図面類」の開示決定（令和２年12月23日付け。以下「原決定１」という。）に対し、開示請求書で指定した折衝記録（特定日Ａ作成。以下「関連折衝記録」という。）内に記載のある図面４案の一部のほか、その後に提示された修正案図面２案が開示されていないなどと主張して、令和３年３月19日、審査請求を行った。

審査会は、同審査請求について、令和３年５月31日に審査庁からの諮問を受け、 諮問第９１４号（以下「前回諮問」という。）として審議を行い、令和５年１月12日、「開示した保有個人情報の他に、実施機関が保有するいまだ特定されていない開示すべき保有個人情報について、改めて特定し、開示又は非開示の判断をすべきである。」と答申（答申第５９２号）した。

これを受け、審査庁は、令和６年３月７日、原決定１を取り消すとの裁決を行ったことから、実施機関は、同年７月８日、前回諮問の審議の過程で再探索により発見された借地権境に係る図面を本件開示請求の対象保有個人情報として新たに特定した上で、本件開示決定を行った。

ｂ　本件審査請求について

審査請求人は、令和６年10月３日付けで、本件開示決定に対し、自らが求める借地権境に係る図面について、いまだ開示されていないなどと主張して、審査庁に対し、本件審査請求を行った。具体的には、〇年〇月〇日（以下「特定日Ｂ」という。）の折衝内容から推測される図面及び特定日Ａの打合せに係る図面として面積差分を町会側に境界（全長）にわたり配置した図面

の存在を主張している。

一方、実施機関は、組織的に用いている書棚及び共有サーバにおいて、本件開示請求の対象となる保有個人情報の探索を尽くして請求の趣旨にかなうものを特定しており、審査請求人が述べるようないまだ特定されていない保有個人情報は存在しない旨主張する。

（イ）本件一部開示決定について

a　これまでの経緯について

審査請求人は、本件開示請求に係る「折衝記録」外３件の一部開示決定（令和２年12月23日付け。以下「原決定２」という。）に対し、用地取得に係る折衝記録の追加の特定及び非開示部分の開示を求める旨主張して、令和３年３月19日、審査請求を行った。

審査会は、同審査請求についても、前回諮問を受け審議を行い、令和５年１月12日、原決定２については、一部を開示すべきであるものの、その余の部分については非開示が妥当である旨答申（答申第５９２号）した。

これを受け、審査庁は、令和６年３月７日、原決定２を取り消すとの裁決を行ったことから、実施機関は、同年７月８日、原決定２で特定した折衝記録４件に加え、本件開示請求前に審査請求人に任意提供をしていた折衝記録５件を追加で特定し、その上で、答申第５９２号の判断を踏まえ、開示すべきとされた部分を開示するとともに、その他の非開示箇所（以下「本件非開示箇所」という。）については、都が行う用地取得事業に関する情報であって、開示することにより、用地取得に係る契約の締結に向けた内部の検討過程並びに今後の具体的な対応方針及び当該対応方針の基礎となる情報が明らかとなり、当該用地取得事業の性質上、事業の円滑で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条６号に該当するとして本件一部開示決定を行った。

b　本件審査請求について

審査請求人は、当該非開示箇所の開示を求めている。

（ウ）本件非開示決定について

a　これまでの経緯について

審査請求人は、本件開示請求に係る「測量説明に係る折衝記録」の不存在を理由とした非開示決定（令和２年12月23日付け。以下「原決定３」という。）に対し、事業説明及び測量説明に係る折衝記録の特定を求める旨主張して、令和３年３月19日、審査請求を行った。

審査会は、同審査請求について、原決定１及び２と同様に前回諮問を受け審議を行い、令和５年１月12日、原決定３のうち事業説明に係る折衝記録については、本件開示請求に対して請求対象外とした実施機関の判断に関して、請求内容の確認に齟齬があった可能性があるとした上で、事業説明及び測量説明に係る折衝記録は作成しておらず存在しないとする実施機関の説明には、一応の合理性がある旨答申（答申第５９２号）した。

これを受け、審査庁は、令和６年３月７日、原決定３を取り消すとの裁決を行ったことから、実施機関は、同年７月８日、原決定３において対象外としていた補助第〇号線の事業説明に係る折衝記録については、不存在を理由とする非開示決定を行った。一方で、原決定３において不存在を理由に非開示としていた補助第〇号線の測量説明に係る折衝記録については、引き続き不存在を理由とする非開示決定を行った。

なお、審査会は、答申第５９２号において、折衝記録作成に係る根拠規程が当時は存在せず、内部的なルールに基づき作成が行われていた状況について、公文書の作成及び管理に関して明確なルールを策定し、それに基づいた適切な運用を行うことを要望する旨付言した。現在、実施機関は「用地取得に伴う折衝記録の作成について（通知）」（令和５年３月29日付４都市整管第1221号）に基づき、折衝記録を作成、保管している。

b　本件審査請求について

審査請求人は、事業説明及び測量の実施に係る事務的な説明内容の記録が残されていないことについては一定程度理解できるものの、本来の趣旨である意向調査（当時、東京都が地権者に対して実施した業務）に関する記録が作成・存在していないとする実施機関の説明は全く承服できない等と主張し、

東京都が開示していない補助第〇号線の事業説明及び測量説明に係る折衝記録（補助第〇号線の事業説明及び測量説明に係る折衝記録には同時に東京都が審査請求人に対して実施した意向調査の記録も含む。）の開示を求めるとしている。

イ　折衝記録及び図面の管理状況等について

実施機関は、折衝記録及び図面について探索を尽くした旨説明していることから、審査会は事務局職員をして以下のとおり確認させた。

まず、折衝記録及び図面の管理状況については、いずれも通常、紙媒体及び電子データの両方で保管されているとのことであった。紙媒体の折衝記録は、権利者ごとに整理された状態でパイプ式ファイルにつづられ、各ファイルは実施機関の担当課に設置されたキャビネットのうち施錠可能な１台に集約して保管され、電子データの折衝記録は、共有サーバ内のフォルダ（以下「共有フォルダ」という。）に保存され、日付ごとに管理されているとのことであった。また、紙媒体の図面は、折衝時に地権者等へ提示したものが存在する場合には、対応する折衝記録の後ろにとじてファイリングし保管され、電子データの図面は、共有フォルダ内に保管されているとのことであった。

次に、折衝記録及び図面の探索範囲について確認したところ、前回諮問の審議の過程において新たに発見された文書が保管されていた共有フォルダを含め、関係するキャビネット、ファイル及び共有フォルダ全般を対象として確認を行ったとのことであった。

なお、本件において対象保有個人情報として特定された図面は、関連する折衝記録にはつづられておらず、共有フォルダ内に電子データとして保存されているのみであったとのことである。

ウ　本件開示決定の妥当性について

（ア）特定日Ｂの折衝内容から推測される図面について

審査請求人は、特定日Ｂの折衝内容から推測される図面が存在する旨主張している。そこで、審査会が特定日Ｂの折衝記録を見分したところ、実施機関の職員が「昨年〇月に都から提案した２案は撤回したい。」と発言した旨の記載

が認められた。しかし、当該記載からは、「都から提案した２案」が文書として作成されたものであるか否かは明らかでなく、また、それらが提示された具体的な日付についても確認することはできなかった。このことから、当該記載は、何らかの提案がなされたことをうかがわせるものではあるが、そのことをもって直ちに審査請求人が主張する図面の存在まで認定することはできない。

次に、審査会が実施機関に対し、図面の通常の取扱いについて確認したところ、図面は担当職員が必要に応じて作成するものであり、組織で共用する必要があるものとして保存する場合には、折衝記録と一体として保管されるとのことであった。一方、それ以外の図面については、担当職員が適宜廃棄している旨説明があった。

さらに、「昨年〇月」に折衝が行われたことを示す折衝記録としては、特定日Ａの折衝記録のみが確認されるところ、実施機関によれば、当該折衝記録と一体となって保管されている図面は、存在しないとのことであった。

審査会が検討するに、前記イで述べたとおり、確認対象となるキャビネット及び共有サーバの範囲は限定されていることがうかがわれるところ、実施機関は、これらの保管場所を対象として探索を実施した旨説明している。その探索方法、探索範囲及び図面の管理状況に照らすと、探索を尽くしたとの実施機関の説明は首肯できる。

（イ）面積差分を町会側に境界（全長）にわたり配置した図面について

審査請求人は、特定日Ａの打合せに当たって面積差分を町会側に境界（全長）にわたり配置した図面が存在する旨主張している。

実施機関によれば、前記（ア）のとおり、特定日Ａの折衝記録と一体となって管理されている図面は確認できず、審査請求人がその存在を主張する図面についても、これを確認することはできないとのことであった。

また、前記イで確認したとおり、実施機関による探索方法、探索範囲及び図面の管理状況に特段不合理な点は認められず、探索を尽くしたとの説明は首肯できる。

（ウ）審査会の判断

上記のことから、審査請求人が存在を主張する各図面について、その存在を認めるに足りる事情は見当たらず、これらの図面が存在しないとする実施機関の説明が不自然、不合理であるとは認められない。

したがって、実施機関が行った本件開示決定は妥当である。

エ　本件一部開示決定の妥当性について

審査会が対象保有個人情報である折衝記録を見分したところ、本件非開示箇所には、実施機関における当時の認識、見解及び今後の対応方針が記載されていた。折衝という事務の性質上、相手方との長期にわたる継続的な交渉を伴うことを踏まえると、これらの情報を開示することにより、実施機関の交渉上の方針や判断過程が明らかとなり、今後の折衝事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明に不自然、不合理な点はないことから、本件非開示情報は、条例16条６号に該当すると認められる。

したがって、実施機関が行った本件一部開示決定は妥当である。

オ　本件非開示決定の妥当性について

実施機関によると、用地取得に係る折衝事務においては、土地収用等の強制力を伴う手続への移行や訴訟提起等が想定されることから、折衝の都度記録を作成するよう徹底していた一方、その他の事務においては、そのような事態が想定されないことから、案件担当者等が必要と認めた場合にのみ、便宜的に折衝記録を作成していたとのことであった。

審査会が検討するに、審査請求人は、意向調査の記録を含む事業説明及び測量説明に係る折衝記録を求めているものと解されるところ、事業説明及び測量説明はその他の事務に該当するため、当該記録が作成されていない場合もあったと考えられる。

そして、前記イで述べたとおり、折衝記録の探索対象となるキャビネット及び共有サーバの範囲は限定されていることがうかがわれるところ、実施機関はこれらを対象として探索を実施した旨説明している。そのため、意向調査の記録を含む事業説明及び測量説明に係る折衝記録が作成されたか否かは必ずしも明らかではないものの、いずれにせよその探索範囲及び保有文書の管理状況に照らすと、

探索を尽くした結果、本件対象保有個人情報は現に存在しないとする実施機関の説明が不自然、不合理であるとは認められない。

なお、審査請求人が特にその存在を主張する意向調査に係る折衝記録について、実施機関は、〇年度に実施された個別意向調査は個別訪問による調査ではなく、郵送により調査票を配布・回収する形式で実施した調査であり、審査請求人が求める「折衝記録」の作成を伴う調査ではない旨説明する。そして、調査の結果をまとめた意向調査報告書によると、当該調査に対して審査請求人は無回答であったとのことであった。

したがって、実施機関の対象保有個人情報の特定が不十分であるとは認められず、他に当該請求個人情報の存在を認めるに足りる事情は見当たらないことから、実施機関が行った本件非開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

倉吉　敬、安藤　広人、中村　晶子、松前　恵環